

(6) 選挙運動用自動車

ア 選挙区

区 分	一般運送契約によるもの (ア)	(ア)以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入 (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした候補者数	人	4人	3人	4人		
延べ使用(従事)日数	日	68日		68日		
契約金額の総額	円	976,650円	371,086円	892,500円	2,240,236円	2,240,236円
基準額の総額	円	1,040,400円	374,850円	850,000円	2,265,250円	2,265,250円
請求額の総額	円	976,650円	371,086円	850,000円	2,197,736円	2,197,736円

イ 知 事

区 分	一般運送契約によるもの (ア)	(ア)以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入 (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした候補者数	人	3人	2人	3人		
延べ使用(従事)日数	日	55日		68日		
契約金額の総額	円	841,500円	81,975円	892,500円	1,815,975円	1,815,975円
基準額の総額	円	780,300円	249,900円	637,500円	1,667,700円	1,667,700円
請求額の総額	円	780,300円	81,975円	587,500円	1,449,775円	1,449,775円

(注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。

3 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに(ア)1日64,500円×使用日数(イ)1日15,300円×使用日数(ウ)7,350円×選挙運動日数(エ)12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。

4 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。